平成２３年（フ）第７４３２号
神奈川県川崎市幸区南加瀬１丁目７―10―509
債務者　橋本　和美
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４３５号
東京都練馬区土支田３丁目21―６
債務者　菊地　孝行
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４３６号
東京都練馬区土支田３丁目21―６
債務者　菊地　好子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２８号
横浜市都筑区富士見が丘14番26号　グランメール富士見が丘401号
債務者　石井　健一
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３４号
横浜市泉区岡津町2095番地の４
債務者　萩原　義晴
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６４号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2060番地10
債務者　草野　　仁
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６２号
横浜市西区南浅間町16番地９　コーポ南浅間204号
債務者　藤木　孝則
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８６号
横浜市磯子区汐見台３丁目４番地５　3404棟434号
債務者　角田　洋一
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３６号
横浜市金沢区富岡東６丁目31番15号　丸十サンハイム101
債務者　具志ホルヘ
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３７号
横浜市金沢区富岡東６丁目31番15号　丸十サンハイム101
債務者　具志マルタこと　グレロ　ハシモトデ　グシ　マルタ　セシリア
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４１号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷746番地１　キャッスルK104号
債務者　鹿内　孝史
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９号
石川県七尾市三島町80番地
債務者　星澤　雅治
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第１３号
岡山県赤磐市馬屋366番地１
債務者　髙見　政和
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９２号
広島県福山市手城町３丁目５番19号、旧住所岡山県井原市東江原町181番地21
債務者　下畑　雅嗣
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１３号
広島県福山市藤江町718番地１
債務者　粟村　真衣
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後１時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係